

## 第69回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年1月18日(水) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年1月18日(水) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年1月18日(水) 午後3時00分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別  
定数40名 出席36名 欠席 4名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	欠席
10	川上 敬三	出席	30	左山 秀夫	出席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	欠席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	欠席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	欠席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	出席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 山神 一正 参事 箕浦 勝宏 次長 真田 明彦  
 課長 万代 幸男 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 佐藤 孝司  
 係長 難波 仲広 副主査 原田 実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- (6) 換地計画同意願について
- (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- (8) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

15番：北山 晴夫                      25番：賀門 義和

10 議事の内容

議 長      みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第  
69回総会を開会します。（あいさつ）

議 長      議事録署名委員を指名します。15番 北山 晴夫委員、25番  
賀門 義和委員をお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いし  
ます。

難波係長      （議案訂正等の説明）

3,000平方メートルを超える転用案件について報告します。11月分の  
北区原の露天資材置場の案件については、12月12日の農業会議の現地調査  
後、許可適当との答申がありましたので許可指令書を交付しています。また  
12月分の北区富吉の工事用道路外の一時転用の案件も、12月16日開催の  
岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申があり許可指令書を交付していま

す。

**議 長** 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 1 ページ1番、受人は、北区尾上に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者で、父親からの経営移譲により、尾上の畑を10年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、また下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 2番は、1月11日付けで取下げとなっています。

3番、受人は北区福崎に居住し、約57アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により福崎の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は北区撫川に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者ですが、現在借り入れている撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は北区撫川に居住し、約90アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により撫川の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は北区加茂に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、現在借り入れている加茂の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

林委員退室

7番、受人は北区下足守に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は北区下足守に居住し、約60アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は総社市岡谷に居住し、約5.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 2番は取り下げですので、3番から9番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 10番、受人は御津新庄に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津新庄の畑を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は南区三浜町に居住し、約1.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津河内の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番から15番までの4件は受人が同一ですので併せて説明します。受人は北区建部町福渡に居住していますが、建部町品田で新規就農し、桑の栽培を行うため、12番と13番は3年間使用貸借し、14番と15番は所有権を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区建部町土師方に居住し、約5.4アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町土師方の田を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 10番から16番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 17番、受人は南区小串に居住し、世帯で約8.3アールの農地を耕作する農業者で、受贈により小串の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は浦安南町に居住し、約5.2アールの農地を耕作する農業者ですが、遺贈により浦安南町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は東畦に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により東畦の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は藤田に居住し、世帯で約44アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田及び畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は奥迫川に居住し、世帯で約69アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 17番から21番までの5件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区21番までの21件のうち、取り下げの1件を除く20件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

林委員入室

**議 長** 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 3ページ1番、転用目的は貸露天駐車場で3年間の一時転用です。転用期間

は許可日から3年間です。申請地は国立病院の近くで、周辺に駐車場が開設されてきましたが、慢性的に不足しています。また病院関係者だけでなく、近隣居住者の希望も多く、申請者の世帯で耕作している農地から離れていることもあり、貸露天駐車場へ転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は貸露天駐車場で、一時転用中です。申請地は現在、真庭リゾート開発に送迎用駐車場として貸している農地で、一時転用期間が終了し、引き続き使用するため、永久転用申請したものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は農地改良のための一時転用です。転用期間は、許可日から平成30年1月20日までです。申請地は、平成28年11月に3条で取得しましたが、しきびを栽培する計画のため、農地改良しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、農地改良工事の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がなく、例外的に許可が可能で、また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は申請人が同一ですので、同時に説明します。転用目的はいずれも太陽光発電設備です。申請人は高齢となり、農地の管理も困難になったことから、売電で収益を上げるため、自己所有地の中で営農に支障がない申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は高齢となり、農地の管理も困難になったことから、売電で収益を上げるため、自己所有地の中で営農に支障がない申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は太陽光発電設備です。申請人は会社勤めで、農地の管理も

困難であることから、売電で収益を上げるため、自己所有地の中で営農に支障がない申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から7番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 8番、転用目的は農家住宅で、4ページ5条申請11番と同時申請です。また平成28年12月に農振除外済みの案件です。

申請人は約2.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、外環状線の整備により居宅部分の一部を収用されることとなったため、耕作地に近く営農に便利な自己所有の申請地に妻と共有で農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は貸露天駐車場で、一時転用中です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請地は、不足している南ふれあいセンターの職員駐車場として一時転用している土地で、今後もふれあいセンター職員駐車場として賃貸借するため、永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 8番と9番の2件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。



全 員 異議なし。  
議 長 それでは申請等（２）は、中・中央地区１番から南区９番までの  
９件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。  
議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請について  
の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 ４ページ１番、転用目的は露天駐車場です。申請人は学校法人で、職員及び  
学生のための駐車場が不足しているため、既存駐車場隣接地である申請地を所  
有権移転して露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転  
用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も  
問題ないと考えます。

２番、転用目的は農家住宅です。平成２８年１２月に農振除外済みの案件で  
す。申請人は菅野の実家に家族４人で住んでいますが、住居が老朽化しており、  
また家財道具も増え手狭になってきたため、生活環境が変わらず、実家に近く、  
農業経営がしやすい申請地を父親から借り受けて、農家住宅を建築しようとする  
ものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転  
用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も  
問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 １番２番の２件について、いずれの案件も各担当委員の現地調査を元に慎重  
に審議したところ、事務局説明のとおりで許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 ３番、転用目的は露天資材置場で、一時転用中です。平成２８年１２月に農  
振除外済みの案件です。申請人は北区撫川で建設業を営んでいますが、資材置  
場が不足しているため、本店のすぐ近くにある代表者の父親所有の申請地を  
使用貸借し、露天資材置場として一時転用許可を受け使用しており、今後も引  
き続き使用するため、永久転用申請したものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は小規模多機能型居宅介護事業施設です。平成28年12月に農振除外済の案件です。申請人は北区川入に事務所を置く介護事業者で、申請地の向かいで小規模多機能型居宅介護事業施設を運営していますが、利用者が増えて手狭になってきたため、申請地を取得し、小規模多機能型居宅介護事業施設を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、公益的な施設であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は露天駐車場です。申請人は総社市総社に本店を置いているガス会社で、足守支店の従業員駐車場の形状が悪く、駐車に不自由しているため、倉庫敷地に隣接し、足守支店にも近接する申請地を取得し、従業員用駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 3番から5番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 6番、転用目的は倉庫・露天駐車場です。受人は御津石上に居住する兼業農家ですが、現住居は敷地も狭く駐車場が不足しており、また農機具・農業用資材等を保管する倉庫が必要であるため、自宅近くの申請地を譲受け、倉庫・露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した日常生活上必要な施設に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は露天駐車場です。受人は北区御津芳谷に居住していますが、今後甥と同居する予定であり、駐車場が不足するため、自宅の隣の既存の駐車

場に隣接する申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己住宅です。受人は現在、建部町中田の借家に居住していますが、介護の必要な母親と同居するため、生まれ育った場所であり、親族が多く、祖父母の墓の管理をするのに便利な申請地を譲り受け、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 御津・建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

藤原委員 6番から8番までの3件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

**議 長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

原田副主査 9番、転用目的は露天駐車場で、一時転用中です。

申請地は不足している光南台公民館の駐車場として一時転用している土地で、今後も光南台公民館の駐車場として使用するため、永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。申請人は大福の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、西紅陽台の妻の実家に近く、子育てしやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番は、4条申請8番と同一地です。転用目的は農家住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は世帯で約2.1ヘクタール

ルの農地を耕作する農業者ですが、外環状線の整備により居宅部分の一部を収用されることとなったため、耕作地の近くで営農に便利な申請地に、渡人である夫と共同で農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、自己所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は藤田の父の持ち家に二世帯8人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、実家の隣で、農業を手伝うことができ両親の面倒も看やすい父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には両親と兄、祖母が引き続き居住します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、父親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、転用目的は保育所です。申請人は昭和57年に設立され、当新田に主たる事務所を置き、ソフトウェアの企画、設計、開発、販売事業と共に保育事業を行っています。

幼稚園・保育園・認定こども園向け業務支援サービスで得たノウハウを活かし、自社で保育園を運営することとしました。この度岡山市認可保育所の募集に応募し、浦安・芳泉小学校区を対象とした認可保育所整備運営事業予定者としての決定を受け、保育園需要と通園の利便性から申請地を適地として取得し、保育所を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は大福の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え住居が手狭になったため、農業を手伝うことができ両親の面倒も看やすく協力して生活していくことができる両親所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当し、親の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は露天駐車場の拡張です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は昭和30年に設立され、大阪市に主たる事務所を、また藤田には支店を置き、鉄鋼製品の売買を主な事業にしています。平成26年、27年と申請地の隣接地を露天駐車場として転用し利用してきましたが、なお社員駐車場や重機および運搬車両置き場が不足しているため、申請地を取得し、露天駐車場を拡張しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、既存施設の拡張であり、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は露天資材置場で一時転用中です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は平成7年に設立され、福田に主たる事務所を置き、建設業を主な事業にしています。以前借りていた資材置場を返却した時、代替りの資材置場が必要となり、取引先との関係から近隣である申請地を露天資材置場として一時転用している土地で、今後も露天資材置場として引き続き賃貸借するため、永久転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議長** 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 9番から16番までの8件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

**議長** ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

**議長** それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区16番までの16件全件を許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

**議長** それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

**議長** 次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、の審議に

入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

6 ページ 1 番、当初転用者は平成 2 8 年 5 月に農地法第 5 条所有権移転で転用許可を受けましたが、退職により資金不足になり、自己住宅の建築ができなくなったものです。承継者は大安寺中町の借家に家族 4 人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え住居が手狭になったため、通勤しやすく生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から 3 0 0 メートル以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番と 3 番は関連がありますので併せて説明します。平成 2 6 年 1 2 月に農地法第 5 条所有権移転で許可を受けたものですが、申請地隣接の病院所有の既存宅地、伊島北町 5 6 - 1 と転用申請地 5 2 - 1、5 3 - 8 を交換し病院駐車場の利便性を高くするもの、また店舗の開発区域を変更するものです。

農地区分は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1 番から 3 番までの 3 件について審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも承認意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長

7 ページ 4 番、当初転用者は平成 2 7 年 8 月に農地法第 5 条所有権移転で転用許可を受けましたが、病気のため資金計画がつかなくなり、自己住宅の建築を取止めたものです。承継者は家族 4 人で中区国富四丁目の借家に居住していますが、家財道具等が増え住居が手狭になったため、岡山総社インターに近く、通勤に便利な申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 4番について審議した結果、事務局説明のとおりであり、承認意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（4）は全件承認と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 （5）所有権の移転は、8ページの1件が北・吉備地区、9ページの2件が南区の農地で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は所有者から財団へ所有権移転するものです。

計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 では、申請等（5）の農用地利用集積計画は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に別紙の申請等（6）換地計画同意願いについて、の審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

難波係長 建部町富沢の小山地区において、土地改良法による換地計画を定めたもので、岡山市より本計画に対して同意を求められているものです。

別紙の資料をご覧ください。（資料説明）

議長 御津・建部地区協議会の協議の様様をお願いします。

藤原委員 計画内容は適当と認められ、同意の意見を付けています。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 長 では申請等（６）については、計画内容を適当と認め、同意と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 長 それではそのように決定します。

議長 長 次に申請等（７）農地法第３条の３ 第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 １０ページ中・中央地区１番から１３ページ南区１７番までの１７件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権、内容をご覧のとおりです。

議長 長 事務局から説明がありましたが、申請等（７）の１７件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議長 長 それではそのように決定します。

議長 長 次に別紙の申請等（８）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

難波係長 別紙議案の申請等（８）の農用地利用計画変更申出一覧表をご覧ください。平成２８年８月締め農用地除外申し出分について、農業委員さんからいただいた意見及び事務局の確認資料をもって協議を行った結果、変更案がまとまり、市農林水産課から意見を求められているものです。表中の斜線が引いてある案件については、除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相当との案です。また建部地域については編入分もありまして、ご覧のとおりです。

各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議長 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議長 長 では、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。



議長 それではそのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

原田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、14ページ1番から15ページ13番までの13件で、転用目的は、貸住宅等1件、長屋建住宅2件、露天駐車場等4件、宅地造成等2件、共同住宅1件、公衆用道路1件、戸建住宅1件、分譲住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、16ページ1番から20ページ18番までの18件で、転用目的は、共同住宅等2件、工場敷地1件、露天駐車場4件、宅地造成5件、貸事務所1件、葬儀場1件、保育園1件、集合住宅1件、分譲住宅地1件、自己住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、21ページ1番から22ページ11番までの11件です。解約理由は耕作目的で7件、転用目的で4件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、23ページ1番2番の2件で、施設はいずれも農業用倉庫です。

次に報告(5)農地改良届は、24ページ1番から3番までの3件で、目的は、果樹園1件、普通野菜畑2件です。

議長 これらの報告について、ご意見ご質問はありますか。

全員 異議なし。

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きますして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 議題なし

1月6日までの農業委員、農地利用最適化推進委員の募集受付状況について報告した。

議長 では以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他連絡事項が事務局ありますか。

事務局 ①次回総会予定(2月20日(月)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます

ございました。

閉会 午後 3 時 0 0 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員